

別紙資料

幼稚園教諭免許状を有する方が対象となります。

「実務経験」と「学習」の順番は問いません

1. 特例制度の対象者

特例対象者は、**幼稚園教諭免許状** を有し、次の施設において「**3年以上かつ 4320時間以上**」の実務経験を有する者です。

※実務経験は複数施設における合算でも可能です。

※(1)~(7)の施設一覧を都道府県において公表する予定です。

- (1) 幼稚園(特別支援学校幼稚部含む)
- (2) 認定こども園
- (3) 保育所
- (4) 公立の認可外保育施設
- (5) へき地保育所
- (6) 幼稚園併設型認可外保育施設
- (7) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設

※ただし、(7) は次の施設を除くことに注意してください。

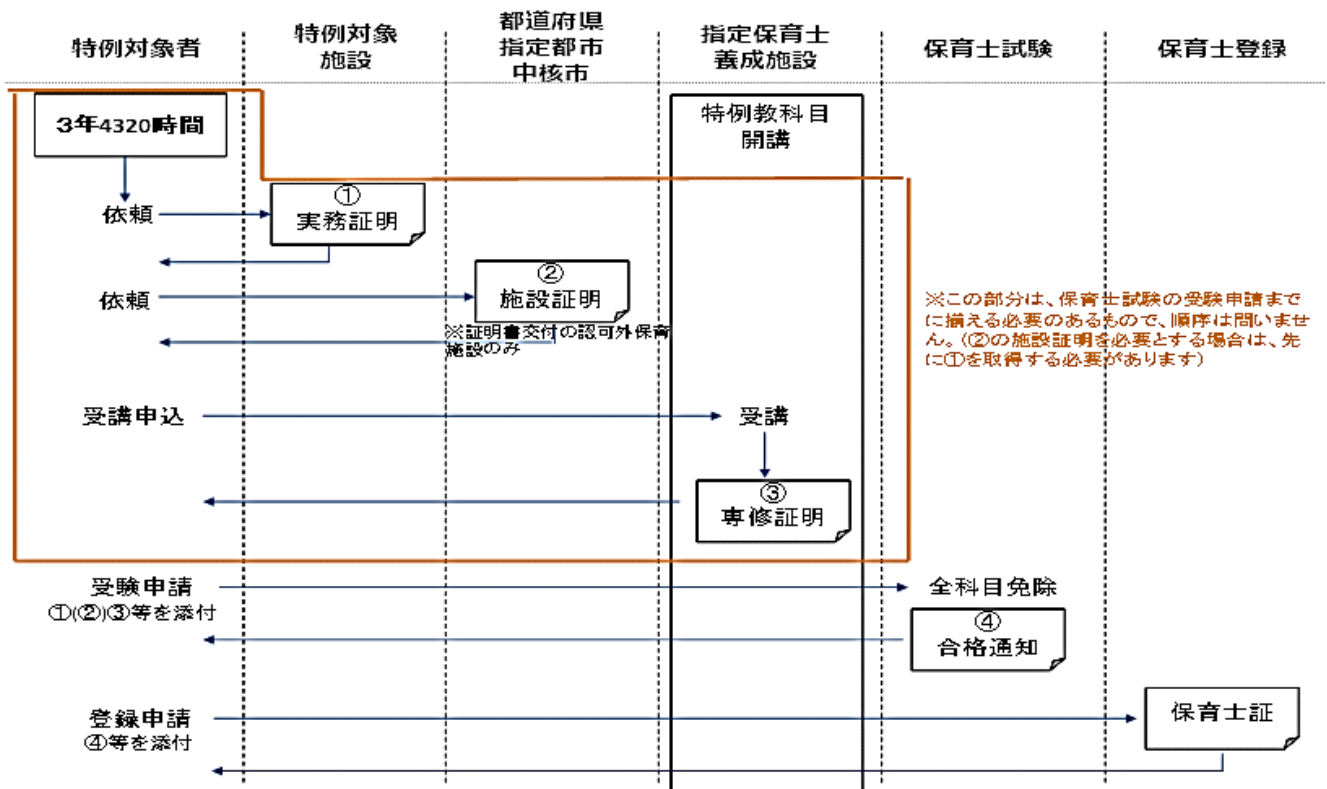
⇒当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり(入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの)による施設

⇒当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

2. 特例制度による保育士資格取得までの流れ

保育士試験の申込時に、幼稚園等における「実務経験」と保育士養成施設における「学び」が必要です。「実務経験」と「学び」の順番(前後関係)は問いません。

特例教科目の受講から保育士証交付までの流れ

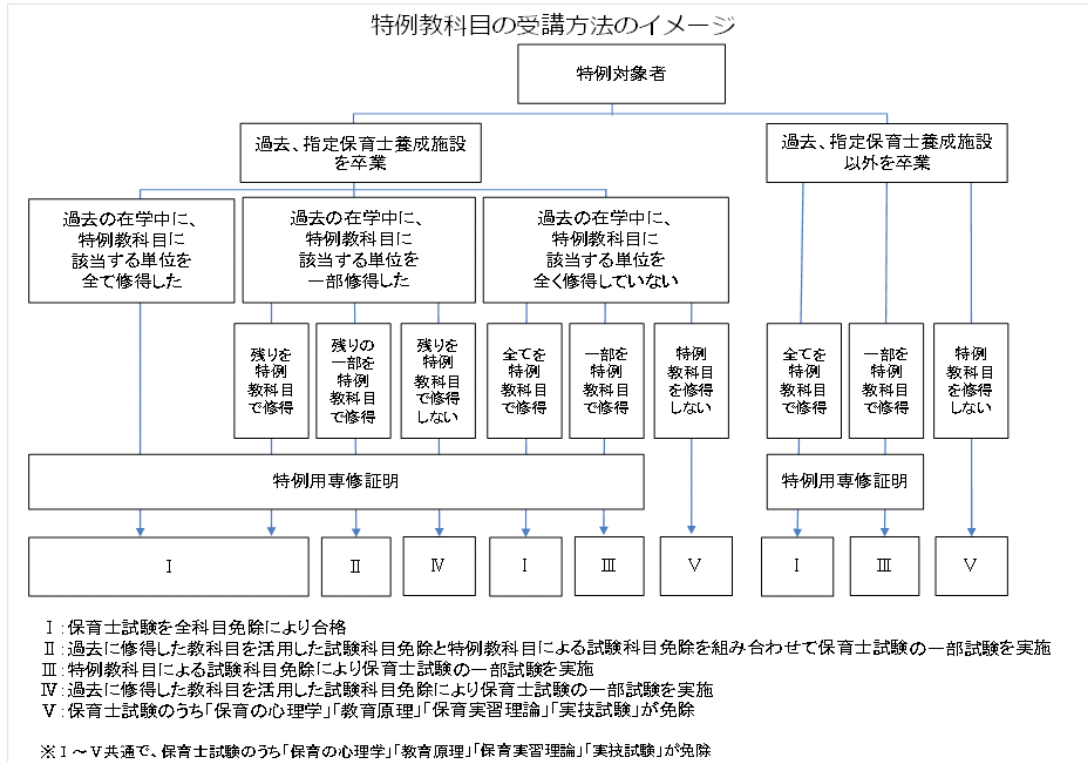


3.履修科目

特例制度における4教科（以下「特例教科目」と言います。）が実施されます。

「福祉と養護（講義 2 単位）」	「相談支援（講義 2 単位）」
「保健と食と栄養（講義 2 単位）」	「乳児保育（演習 2 単位）」

過去に保育士養成施設において保育士養成課程の教科（特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目）を学んでいると、特例制度における4教科全てを受講する必要がない場合があります。該当する方は、過去に学んだ保育士養成施設にお問い合わせ下さい。



特例教科目の受講方法のイメージ

【例1(前ページのIIの者)】

在学中に通常の養成課程の教科目である「社会福祉」「社会的養護」「児童家庭福祉」「家庭支援論」「保育相談支援」を修得。これにより、試験科目である「社会福祉」「児童家庭福祉」「社会的養護」が試験免除科目になる。また、特例教科目である「保健と食と栄養」「乳児保育」を修得することで保育士試験は全科目免除。(特例教科目によらず通常の養成課程の教科目(この場合、「子どもの保健 I」「子どもの食と栄養」「乳児保育」)を履修することでも特例により全科目免除になる。)

【例2(前ページのIIIの者)】

特例教科目の「福祉と養護」「相談支援」を修得することで、保育士試験の「社会福祉」「児童家庭福祉」「社会的養護」が免除。

【例3(前ページのIVの者)】

在学中に「子どもの保健 I」「子どもの食と栄養」「乳児保育」を修得。これにより、保育士試験の「子どもの保健」「子どもの食と栄養」が免除。

保育士試験免除科目、特例教科目、通常の養成課程の教科目の対応

試験免除科目			特例教科目			告示に定める教科目			特例教科目と通常の養成課程の教科目の対応	
1	2	3	A	B	C	①	②	③	④	⑤
社会福祉	児童家庭福祉	子どもの保健	福祉と養護	福祉と養護	保健と食と栄養	社会福祉	児童家庭福祉	家庭支援論	子どもの保健 I	子どもの食と栄養
		子どもの食と栄養	相談支援	相談支援	乳児保育	子どもの保健 I	子どもの食と栄養	保育相談支援	乳児保育	乳児保育
	社会的養護	保育原理	福祉と養護	相談支援	相談支援	社会的養護	社会的養護	社会的養護	社会的養護	社会的養護

(注:次に該当する場合、試験免除となる)

1 : A又は①

2 : A+B、A+③、B+②又は②+③

3 : C又は④

4 : C又は⑤

5 : B+D、B+⑥、D+⑦又は⑥+⑦

6 : A又は⑧

※本資料は厚生労働省のHPの内容を転載したものです。